

(会)第6号

平成23年3月8日

本部各部課長
各警察署長 殿

項目コード	B 0 3 0 1
保存期間	30年
廃棄年月日	平成53年3月8日
担当係	監査係

三重県警察本部長

三重県警察会計監査実施要領の制定について(例規通達)

三重県警察における会計監査は、三重県警察の行う会計の監査に関する訓令(平成16年三重県警察本部訓令第12号)の規定に基づき行っているところであるが、その実施要領を別添のとおり制定したので、誤りのないようにされたい。

別添

三重県警察会計監査実施要領

第1 趣旨

この要領は、三重県警察の行う会計の監査に関する訓令（平成16年三重県警察本部訓令第12号。以下「訓令」という。）の規定に基づき行う会計監査に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 会計監査の実施

1 指名職員

訓令第2条第2項に規定する指名職員には、警務部会計課長（以下「会計課長」という。）をもって充てる。

2 会計監査の種別

会計監査は、定期監査（訓令第4条第1項に規定する会計監査をいう。）及び随時監査（訓令第4条第2項に規定する会計監査をいう。以下同じ。）とする。

3 監査員の指名

会計課長は、警務部会計課監査室長その他の職員を監査員に指名して会計監査を行わせることができる。

4 実施通知

会計課長は、会計監査を実施するに際し、会計監査の対象となる所属（以下「対象所属」という。）の長に対して事前に実施期日等を文書により通知するものとする。ただし、随時監査については、この限りでない。

5 実施上の留意事項

会計監査を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から行うこと。
- (2) 厳正かつ公平を旨とすること。
- (3) 資料及び情報を十分に収集し、正確な事実の把握に努めること。
- (4) 必要な限度を超えて関係者の業務に支障を及ぼさないように注意すること。

第3 実施結果の報告

- 1 監査員は、会計監査の都度、その結果を速やかに、会計課長に報告するものとする。
- 2 会計課長は、毎年度終了後、速やかに前年度における会計監査の実施状況を警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するものとする。
- 3 2に規定する場合のほか、会計課長は、特に必要があるときは、速やかに、会計監査の実施状況を本部長に報告するものとする。

第4 会計監査の結果に基づく措置

- 1 本部長は、会計監査の結果に基づき、会計経理の取扱いについて改善等の必要があると認めるときは、会計監査実施結果通知書（様式第1）により、会計監査の対象所属の長に指示

するものとする。

- 2 前記 1 の規定による指示を受けた対象所属の長は、速やかに所要の措置を講ずるとともに、措置結果等報告書（様式第 2 ）により、会計課長を経て本部長に報告するものとする。

第 5 その他

この要領に定めるもののほか、会計監査の実施に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

様式第 1

平成 年 月 日

長 殿

項目コード	B 0 3 0 1
保存期間	5 年
廃棄年月日	平成 年 月 日
担当係	監 査 係

三重県警察本部長

会 計 監 査 実 施 結 果 通 知 書

実施日	平成 年 月 日 ()	所属名	
区分	改 善 等 を 要 す る 事 項		

様式第2

平成 年 月 日

三重県警察本部長 殿

項目コード	B 0 3 0 1
保存期間	5 年
廃棄年月日	平成 年 月 日
担当係	

長

措置結果等報告書

実施日	平成 年 月 日 ()	所属名	
区分	改善等を要する事項	措置結果	